

令和2年2月25日

お客さま各位

長岡信用金庫

## 「民法(債権法)改正」を踏まえた投資信託および債券の約款・規定の改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、2020年4月施行の改正民法(債権法)を踏まえ、投資信託・債券の各種約款・規定を2020年4月より下記のとおり改定いたします。

なお、改定後の約款・規定は、改定前からお取引をいただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。希望される方には、改定後の約款・規定を配付いたします。

ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口にお問合せください。

### 記

#### 1. 投資信託・債券の約款・規定等の改定

##### 【投資信託】

- ・長岡信用金庫投信取引約款
- ・自動けいぞく(累積)投資約款(追加型株式投資信託用)
- ・「長岡しんきんの投信自動積立(定時定額購入取引)」取扱規定
- ・非課税口座約款

##### 【債券】

- ・振替決済口座管理規定(振込国債)
- ・一般債振替決済口座管理規定(地方債等)

##### 【投資信託・債券 共通】

- ・特定口座約款

#### 2. 改定日

令和2年4月1日(水)

#### 3. 主な改定内容

- (1) 口座管理手数料を徴求しないことを明記、または条文を削除しました。
- (2) 「当金庫所定の〇〇」等の文言を、極力削除しました。
- (3) 解約等で「お客様が第〇〇条に定めるこの規定の変更に同意しないとき」を削除しました。
- (4) 定型約款の変更手続について「変更条項」を設け、明記しました。

以上